

指定居宅介護支援事業所の運営規程

桑都ケア・サポート居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 営利法人、株式会社 桑都ケア・サポートが開設する桑都ケア・サポート居宅介護支援事業所(以下「事業所」という。)が行う指定居宅介護支援の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者(以下「介護支援専門員等」という。)が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。

4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 桑都ケア・サポート居宅介護支援事業所
- 2 所在地 八王子市長房町264-4

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名(介護支援専門員と兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。

- 3 介護支援専門員 5名 (管理者含む)

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

- 4 介護支援専門員1名 (非常勤専従職員)

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝祭日、12月29日から1月3日までを除く。

- ② 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- ① 利用者の相談を受ける場所 第3条に規定する事業所内及び居宅等
 - ② 使用する課題分析票の種類 事業所では居宅サービス計画を作成するにあたり、できるだけ利用者の希望にそった方式を使用するものとする。
 - 5 サービス担当者会議の開催場所 第3条に規定する事業所内及び居宅等
 - 6 介護支援専門員の居宅訪問頻度 最低月1回
 - 7 モニタリングの結果記録 1ヶ月に1回
 - 8 情報通信機器等の活用の体制(ICT)により、通減制の適用上限を40件から45件に引き上げ
- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
- 1 実施地域を越えた地点から、片道20キロメートル未満 徴収無し
 - 2 実施地域を越えた地点から、片道20キロメートル以上 1キロ当たり20円
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、八王子市圏域全般

(事故発生時の対応)

第8条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(その他運営についての留意事項)

第9条 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 1 採用時研修 採用後3カ月以内
 - ② 継続研修 年4回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は営利法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第10条 (苦情・ハラスメント処理)

- 1, 事業所は、提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等(第4項)において「指定居宅介護支援」という。)に対する利用者又はその家族からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。
- 2, 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3, 事業所は、自らが居宅サービス計画書に位置付けた指定居宅サービス又は指定密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申し立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。
- 4, 事業所は、指定居宅介護支援事業等に対する利用者からの苦情に関し、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

第11条 虐待防止に関する事項

- 1, 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について事業所内で周知徹底します。
 - (2) 虐待を防止するための従業員に対する研修会を定期的に実施します。
 - (3) 虐待防止のための指針を整備します。
 - (4) 虐待防止責任者を設置します。
 - (5) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (6) その他虐待防止のために必要な措置
 - 虐待防止委員長(責任者) 管理者 井上 希三志
 - 虐待防止委員 主任ケアマネージャー 山田 晃義
- 2, 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第12条 事業継続計画

業務継続計画(BCP)の政策等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実地するものとする。

※(令和6年4月より開始)

第13条 衛生管理

感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し啓示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

※(令和6年4月より開始)

第14条 身体拘束等の適正化の推進

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付ける

附則 この規程は、令和2年4月1日から施行する

附則 この規定は、令和4年4月14日 一部条文の変更、施行 第3条②所在地

附則 この規定は、令和6年4月1日から施行する

附属 この規定は、令和7年7月1日より第4条②③条文の変更、施行 非常勤専従職員の変更